

高齢者に対する補聴器購入助成を行います

(早島町高齢者補聴器購入費助成事業)

早島町では、加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。ただし、購入後の申請は助成対象外となります。助成を希望する方は、お問い合わせください。

対象要件

次の全ての条件を満たしている人

- 早島町内に住所を有する人
- 申請日時点において満65歳以上の人
- 本人及び同一世帯に属する人に町税の滞納がない人
- 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない人
- 身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医又は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から補聴器相談医として委嘱された医師により、補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書を徴することができる人
- 過去に本町又は他の地方公共団体が実施する同様の制度による助成を受けていない人

助成金額

住民税非課税世帯の人は上限50,000円。それ以外の方は上限30,000円

※助成を受けられるのは1人1回限りです。修理代、文書料、診察料（受診料）は対象外となります。

注意点

- ・助成金の交付決定前に購入したものは助成対象外となります。必ず、購入する前にお問い合わせください。
- ・補聴器適合に関する診療情報提供書を取得するため、耳鼻科を受診された際に「治療を優先した方が良い」「障害者手帳の取得が望ましい」等の指摘を受けた場合は、医師の指示に従ってください。
- ・補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整（フィッティング）が必要です。また、あわない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。そのため、早島町の助成制度では専門知識・技能を持った販売店（認定補聴器専門店、認定補聴器技能者）からの購入を条件としています。

お問い合わせ先

〒701-0303 都窪郡早島町前潟360番地1

早島町 健康福祉課

(電話：086-482-2483)

【裏面もご確認ください（手続きの流れ・必要書類）】

助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です！

⑤まで完了した後に購入してください。

① 町ホームページから申請書等をダウンロードするか、健康福祉課で申請書等を受け取る。

② 耳鼻科を受診
補聴器適合に関する診療情報提供書を作成してもらう。

③ 認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者に見積書を作成してもらう。
※見積書の宛名は交付対象者としてください。

④健康福祉課に申請書を提出する。

申請に必要なもの

- 1 申請書
- 2 補聴器適合に関する診療情報提供書
- 3 見積書の写し
(宛名が交付対象者のもの)
- 4 認定補聴器技能者カードの写し(技能者作成の場合)
- 5 課税証明書(早島町の公簿で確認できない方のみ)

⑤町から助成金交付決定通知書が届く。

⑥補聴器を購入
※必ず、見積書を作成したお店で、見積書と同じ補聴器を購入してください。

⑦決定日から2か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに助成金請求書等を提出
※交付対象者名義の通帳が必要

請求に必要なもの

- 1 助成金請求書
- 2 領収書の写し
(宛名が交付対象者のもの)

⑧町から助成金が振り込まれる。

補聴器相談医、認定補聴器専門店及び認定補聴器技能者については、町ホームページ又は健康福祉課窓口でご確認ください。

決定日から2か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに①から⑦までの手順を完了する必要があります。手続きが完了できない場合、助成できないことがありますので、購入までに要する期間等をあらかじめ購入先の補聴器店とご相談ください。